

定 款

日本高純度化学株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、日本高純度化学株式会社と称し、英文では JAPAN PURE CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金属めっき液の開発、製造、販売業務。
- (2) 高純度金属および貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。
- (3) 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。
- (4) 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。
- (5) 前各号に付帯する一切の事業。

### 第3条 (本店所在地)

当社は本店を東京都練馬区に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、24,640,000株とする。

### 第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条 (基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### 第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

#### 第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規程による。

#### 第11条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第12条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に定める請求をする権利

#### 第13条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第3章 株主総会

#### 第14条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### 第15条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会の決議によりあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 招集権者および議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第19条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第20条（員数）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

## 第21条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

## 第22条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 招集権者および議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## 第25条（取締役会の決議の方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

#### 第27条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。

#### 第28条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第29条(相談役および顧問)

取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

#### 第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第32条(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第 3 3 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第 3 4 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第 3 5 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第 3 6 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

### 第 3 7 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 3 8 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第 3 9 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第40条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第7章 計 算

#### 第41条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第42条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

#### 第43条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第44条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

#### 附則（監査役の実任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する2025年6月20日開催の第54期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。